

第 8 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について  
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）は、  
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（以下「旧条例」という。）に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合には、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人から指定の取消しの申出があったことに伴い、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。